

# ニックリッシュの共同体論

田島壯幸

## 目次

### 一 序

二 ニックリッシュの人間観

三 共同体とその組織法則

四 ニックリッシュ共同体観の基本的特質と企業の共同体的把握

五 結

### 一 序

ニックリッシュ(H. Nicksich)の経営学は、その主著『経済的経営学』第五版<sup>(1)</sup>に至って、大きな変質を示したと解される。すなわち、その初版にあたる『商事経営学総論』<sup>(2)</sup>においては、企業活動を、企業の立場から、転換を生み出すことを通じて利潤をえていく活動として、資本中心に体系的に把握していた。これに対して、『経済的経営学』に

おいては、企業を経営共同体として把握し、企業活動を、その構成員が生み出し、また構成員に分配されるべき成果を中心にして、把握しようとするに至る<sup>(3)</sup>。かれの経営学のこうした変質の基礎には、かれ特有の共同体観が存在する。その共同体観は、『経済的経営学』第五版が発行される二年前に公刊された『向上の途組織<sup>(4)</sup>』において展開されている。そこで展開された見解に基づいて、かれの名著の改訂が行なわれたのである。

このような事情を考慮して、以下本稿においては、『向上の途組織』を取上げて、ニックリッシュ経営学変質の基礎にある、かれの共同体観を究明することとした。

(1) H. Nicklisch, Wirtschaftliche Betriebslehre, 5. Auflage der Allgemeinen kaufmännischen Betriebslehre, Stuttgart 1922.

(2) H. Nicklisch, Allgemeine kaufmännische Betriebslehre als Privatwirtschaftslehre des Handels (und der Industrie), Leipzig 1912.

(3) この間の事情については、つぎを参照のこと。田島壮幸、ドイツ経営学の成立、森山書店、昭和四八年、第三章および第四章。

(4) H. Nicklisch, Der Weg aufwärts! Organisation, Stuttgart 1920. ただし、以下では、一九二二年に殆んど手を加えられずに出版された第二版をよめる。

## 二 ニックリッシュの人間観

ニックリッシュは組織すること (das Organisieren) に ついてつぎのように述べる。「組織することは有機的に活動することであり、……有機体を意識的に拡大あるいは形成するように、あるいはそれが成立するのを援助するように活動することである。より簡潔に云えば、精神的本質として活動することである」と。この場合、かれが問題とする有機体は「人間的共同生活の有機体」(die Organismen menschlichen Gemeinschaftslebens) であり「社会的有機体」(die sozialen Organismen) である。<sup>(2)</sup> それは個人を最終肢体として成立する有機体<sup>(3)</sup> であって、そのような有機体を形成するところが組織することの内容をなすのである。そして、かれは、組織する、という人間的な活動における法則的なもの (das Gesetzmäßige) を「組織法則」(die Gesetze der Organisation) と呼び、そうした組織法則についてつぎのように述べている。「組織の諸法則は人間に対してその良心 (Gewissen) において与えられている。良心を通じてそれらは、たとえばんやりとにすぎないにしても、人間に直接のかつ予め意識されている。人間の認識が経験について法則的なものの洞察にまで突き入るかぎり、……経験によって、それらは生活の過程で確証されて見出される」と。<sup>(4)</sup> ここで「直接的かつ予め」とは「経験に先立って」ということを意味する。組織法則は先験的に人間に与えられており、それが経験的世界においても貫ぬかれていてと考えられているわけである。そして、そうした組織法則を与えられたものとして受けとめ、それを貫ぬいていく主体が人間の良心に求められている。したがって、人間をそのような良心をもつものと考える人間観が、ニックリッシュの組織論の基礎をなしている。そこで、まず、ニックリッシュの人間についての所説からみていかなければならない。

ニックリッシュは人間をつぎのように規定する。「人間は有機的に作用する力である。この力は人間の内において

それ自身を意識しており、それ故に人間は精神 (Geist) であると云われうる」と。かれは、ここで、人間を「有機的に作用する力」と特徴づけるとともに、人間に、とくに「自分自身を意識している」という特質を認める。そのことが、同時に、人間は「精神である」ということの意味内容だと考えられる。かれはさらに続ける。「人間は精神である。人間は自発的に、すべての人間は精神であり、それ故にすべての人間は一つ、すなわち人類 (Menschheit) であることを意識している。……この意識において、人間は、人類と結ばれていること、および人類を通じて自分自身および他のすべての人間と結ばれていることを知っている。人間は、自分の内に、同時に肢体 (Glied) と全体 (Ganze) を、すなわち人類である全体とその人類の肢体を知っている。この意識が人間を組織可能な組織者とす」と。この文章の中では、人類という言葉が二つの意味において用いられていると考えられる。一つは人間の集合としての人類であり、他は人間を人間たらしめる特質としての人類である。いま、この後者を人類性と呼ぶならば、人間は人類性を完全に具有する存在であって、そのかぎりですべての人間は同一であり、したがって、それぞれの人間は人類という集合の一成員をなすということ、精神としての人間は意識している、というのがこの引用文の第一の内容をなす。ところで、ニクリッシュの考えでは、人類は共同体であり、したがって有機体である。それ故、人間が自身を人類の一員だと意識することは、その共同体において他の人間と結ばれていることを、意識することになる。そして、このように有機体の一部としての意識をもつ人間は、当然に意識的に有機体の中に位置づけられうることになり、それが「組織しうる」という特質を人間に与えることになる。そして、そのことは「有機的に作用する」という人間の特質の内容をもなしている、と解される。このように解するとき、人間の「有機的に作用する」という特質は、人間が

「精神である」という規定の意味内容の一つであると考えられる。

ニククリッシュは、「精神の『自動的にそれ自身を意識していること』は良心である<sup>(9)</sup>」と規定し、それを「直接的な自己意識」(unmittelbares Selbstbewusstsein)とも呼ぶ。ここで「直接的」とは、「経験を介する」という意味での「間接的」(mittelbar)と対比されており、「先験的」と同義である。それはまた「自動的に」ということの内容をなすと考ええて誤まりではないであろう。さらに、「この良心の内に存在しようという精神の欲求 (das Bedürfnis des Geistes zu sein) がある<sup>(10)</sup>」。良心は存在しようという精神の欲求を作用負担者 (Wirkungsträger) とし、また少なくとも肉体をその環境とする根拠から、作用として生成する<sup>(11)</sup>。ここでは、精神の欲求は良心の前に与えられており、それが良心の内引きつがれるのだと解される。そして、良心は、その生成の根拠の重要な部分として肉体をもつ。こうした良心を通じて、精神は肉体すなわち外界との結びつきを作り出す心理、生理的装置と結合されることになる。この肉体の衝動 (die Trieb) は、人間に直接的には意識されない。それは感覚器官によって感受され、外から感覚という形で入ってくる。そこで、それは、間接的な自己意識 (mittelbares Selbstbewusstsein) と呼ばれる。人間の外の世界に関する意識も、同様に感覚を通して形成され、間接的意識 (mittelbares Bewusstsein) と呼ばれる。直接的自己意識たる良心は、それらとともに、人間の意識全体ないし総合意識 (Gesamtbewusstsein) を形成する。その際、良心は、「感ずること」(das Fühlen) という働きを通じて、感受されるものを整序し、それによって総合意識の統一性を生み出すとされる<sup>(12)</sup>。

このようにして、直接的自己意識としての良心は、総合意識の中核に位置づけられ、それを通じて、有機的に作用

する力が働くのだと考えられているわけである。そこで、つぎに、人間の行動との関連で、良心がどのように働くのかをみなければならぬ。

ニックリッシュは、人間の行動が、欲求に基礎をおく意欲によって規定されると解し、その関係をつぎのように説く。

存在するという欲求は、意識においては、みかけ上多様な諸個別欲求の内に表現される。そして、「諸欲求は……緊張 (Spannung) として感受される。」<sup>(13)</sup>この緊張は、有機体の生活にとって不可欠なもの欠如と、その欠如を克服して自己を維持しようとする努力との関連から生ずる。ところで、一般に、感受されたもの、あるいは知覚されたものは、「感ずること」の働きを通じて、意識の内に快 (Lust)、不快 (Unlust) および無感動 (Gleichmut) という感情を生む。感情は快と不快の間を振子のように動く。その際、振子の場合の重力のように、その動きを導くものが精神である。<sup>(14)</sup>欲求との関連で云えば、快、不快は充足手段に対する「欲求すること」(Das Bedürfnis) の関係を示す。すなわち、充足手段が「欲求すること」とともに、あるいはその前にすでに与えられているようにみえるか否か、いかなる質と量において与えられているようにみえるか、すなわち充足への見通しが欠けているか否かがそれである。そこで、欲求なくしては充足も充足手段も、快も不快も、刺戟も休止もない。この意味から、「欲求は、そこから生活が芽をふく根拠、……自己形成と自己維持がそこから生まれてくる根拠として示される。」<sup>(15)</sup>

このようにして、欲求は生活を生み出す基本的な力として把握される。ところで、ニックリッシュは、「欲求することの内に意思が明示される (Ursache)」<sup>(16)</sup>と述べている。すなわち、意思がそこに示されるということが、原因を示

しているのだと解される。これに対して、充足に貢献しうる知覚、表象、概念、理念は、われわれの意識における意思の動機 (die Willensmotive) と呼ばれる。それらの諸動機はそれぞれ特定の欲求と対応し、それらの欲求はそれと結びつく動機に力を与える。そして、欲求から最大の力を与えられる動機が意欲されるものを規定し、意欲することへの意思を規定する。その際、多くの動機の中から、その欲求に最も迅速かつ確実な充足を約束する動機が、意欲することと行動することに対して方向を与えることになる。こうして、ニククリッシュは「意欲の源泉は欲求である。その欲求の方向を、最も完全な充足を約束する動機が与える」と云う。(17) もっとも、意欲に方向を与える動機は他の諸動機と関連しており、その関連を通じて他の諸動機もまた間接的に意欲の規定に参加すると考えられている。(18)

ところが、こうした諸欲求から意欲が形成され、それに基づいて行動が起されるには、なおもう一つの条件が加わる。すなわち、「欲求と諸動機は良心において評価され、精神的本質、人間の内でそれに付せられる意義、重み、力に還元される」。(19) また、「人間が人間として自己を維持し発展させようとすれば、かれは諸欲求を評価し、かれの精神的本質にとって意義あるもののみをみたまねばならない。……欲求の評価は良心においてのみ行なわれる」。(20) すなわち、諸欲求は良心における評価を経てその価値を決定され、価値の大きい欲求が意欲を生ぜしめて行動を起させることになる。その際、特定の欲求と結んで意欲の方向を決定する動機も、良心における評価を経てくるものが看過されてはならない。このようにして、こうした評価を経て動機との関連において、諸欲求から特定の意欲と行動が生み出されるのだと解される。ここに、意欲と行動を規制する良心の働きがみられる。この場合に良心において行なわれる評価は、精神としての人間という特質を基準として行なわれる。ニククリッシュは、人間という精神的本質の発展

にとつて意義があるものとして、三つの個別的欲求 (Einzelbedürfnisse) をあげる。その第一はわれわれの精神的本質を維持するという欲求、すなわち自己維持の欲求 (Bedürfnis der Selbsterhaltung) である。この欲求を充足する手段はただ一つ、深い祈り (Andacht) である。それによって、われわれがおかれている雑多な外界の中で失われ易い本質を取戻し、強化しうるのである。この自己維持は、人間が生きるための用具である肉体の維持とは、明確に区別されねばならない。第二は人類において、それとともに万物 (All) において結合するという欲求、すなわち一体化 (Einung) の欲求である。こうした一体化の作用を、人間は愛することによって行なう。人間は、自分が全体ないし共同体の肢体として受けたものを個々人を介して全体ないし共同体に返すことによって、それをなすのである。かくて、愛はわれわれに、すべての有機的なるものの最も深い意味、すなわち肢体化された統一体系ないし諸肢体の統一体系を示す。愛は完全に自由でありながら、しかも有機的に結合するように作用し、同時にわれわれに、われわれ自身を与え、またわれわれを人類という共同体に与える。そして、その源泉は良心にある。第三は人類の中で秩序的に作用するという欲求である。人間はこの欲求を公正であること (Gerechtsein) によって充足する。公正であることは、人類の肢体としての人々に、その人々が人間的意識をもつて人間的な生活の根柢を形成しうるように、その人々にふさわしい事物を付与することである。こうして、共同体生活が可能となるように人々の間の依存関係を正しく秩序づけることは、肢体化することに他ならず、公正であることはそのように肢体化することを意味するのである。そして、「一体化し肢体化することは、形成しかつ維持することを意味する。」<sup>(21)</sup> また「有機体の中での肢体でありかつ組織するという個々の人間の能力は、これら三つの欲求がその人間において有する強さに依存する。」<sup>(22)</sup> これに対して、経済的価値、貨

幣を獲得するという欲求は、此世の生活のための人間の用具の確保に向けられている。しかも、貨幣の貯蔵は、一体化を求める基本欲求にも肢体化を求める基本欲求にも対応せず、かえってそれらを攪乱するほどに行なわれうるのである。<sup>(23)</sup>

こうしたニククリッシュの所論は、良心において欲求の評価が行なわれる場合に、自己維持、一体化ならびに肢体化というような諸欲求が高く評価されることを示している。したがって、既述のような機構を通じて意欲と行動が生み出されるに際しては、良心の働きを通じて、自己維持、一体化ならびに肢体化を志向する意欲と行動が強く推進されることになる。

ところで、ニククリッシュは、人間が目的を設定するところにその一つの特徴を認める。かれによると、目的は人間の動機づけられた意識 (das motivierte Bewusstsein) から形成される。動機づけられた意識の内には、ある欲求を充足するのに適している作用の表象が動機として存在する。すなわち、意識の内には、欲求とともにその充足の根拠についての表象がある。そして、その表象とともに、根拠が十分となるためにはなお欠けている根拠の部分もまた意識される。この欠けている部分についての表象が目的表象であり、それをなんとかしてやるのが目的である。人間は、そうした根拠の部分を生み出す根拠を形成することによって、目的を達しようとする。こうして、人間は目的表象から出発して、まず生ずるべき作用の根拠を形成するために自然の関連に立入る。したがって、ここでは、根拠は作用にも依存しているのであって、たんに作用が根拠に依存しているのみではない。<sup>(24)</sup> こうした所説によれば、動機とは特定の欲求の充足根拠についての表象であり、そのように表象された根拠の不足部分を把握し、欲求充足のためにそれ

をえようとしているとき、意識が動機づけられているのだと考えられる。そこで、動機づけられているためには、事前に表象されている根拠の不足部分についての表象、すなわち目的表象が不可欠である。そして、このように動機づけられている状態によって意欲が規定され、したがって意欲は自ら目的表象の方に向けられることになる。この意欲が肉体を通じて外に表出される時、そこに行動が成立する。こうした関連から、目的意識的行動においても、その基礎には、欲求が決定的なものとして存在すると考えられることは明らかである。

ニックリッシュは、最初この著書に「拘束されていてしかも自由、組織」という標題を考えていたと云う。<sup>(25)</sup> そのことも示しているように、ニックリッシュにとって人間の自由の問題は大きな関心事であった。かれにとっては、組織の問題も人間の自由の問題と関連してはじめて意味をもつ。そこで、かれは人間に関して、なお自由の問題を取上げる。自由について、かれはつぎのように説く。「自由であるというのは、かれの良心にしたがって意欲しかつ行動することである。そのような行動は人間的に自由である。というのは良心の内にわれわれの人間的な（すなわち精神的な）本質が根ざしているから」と。<sup>(26)</sup> とところが、かれによると、「最も強い動機が意欲の方向としたがってまた人間の行動を規定する」という内容をもつ動機づけの法則（Gesetz der Motivation）が自由に対立しているように思われる。だが、かれはこれを否定する。人間である人間（Menschen, die Menschen sind）は諸欲求とその諸動機を良心において評価する。人間は諸欲求と諸動機を、自分の良心を通じていくように強制することができるのである。そのための手段は敬けんな精神統一（andächtige Sammlung）である。これによって純化された意識は、欲求とその動機を、それらが人類の行動に対して有する意義へと導くのである。このように評価しうるが故に、またこの評価にしたがって行動

するときに、人間はその行動を自分の最も内面的な本質から発する自己の行動として感受するが故に、人間は自由である。<sup>(27)</sup>

このようにして、かれによれば、人間が人間として自由であることは良心にしたがって行動することである。したがって、良心が人間の内に生きているかぎり、これまで明らかにしてきた人間の行動を規定する機構は、そのまま人間の自由を保証するべき機構となる。そこで、自由を確保する方途はひたすら良心を保持し強化して、それが人間行動を規定する機構の中で十分に働くようにすると求められる。その際、そうした良心の保持・強化が敬けんな精神統一、神と結びつける深い祈りによって確保されると考えられていることは注意を要する。ところで、人間の行動を自由にするべき良心は、その内容において、人間を人類の一員として把え、その見地から人間の行動を規定する。そこで、良心にしたがう人間の行動はつねに人類という共同体に結びつけられ、そのように結びつけられているが故に自由だということになる。「拘束されていて、しかも自由」ということの意味はここにあると解される。そして、こうした自由とそれを生み出す拘束状態(das Gebundensein)こそは、組織と呼ばれるものの総体を意味する、とかれは考える。したがって、組織法則はそのような自由を生み出す拘束状態の形成の法則に他ならない。

(1) H. Nicklisch, *Organisation*, S. 50.

(2) A. a. O., S. 1.

(3) A. a. O., S. 60.

(4) A. a. O., S. 50.

(5) A. a. O., S. 17.

(6) ニックリッシュは、物質が力 (Kraft) から成り、力であって、その力がこの現象世界のすべてを生み出す基本的なもの、すなわち原因 (Ursache) だと考える。力は具体的には様々な形態において発現し、作用 (Wirkung) を生ずる。ところが、力がある作用を生むためには、その特定の作用を生ぜしめる根拠 (Grund) が存在する必要がある。ある作用に対して十分な根拠が存在するとき、その特定の作用が生ずることになるからである。このような根拠—作用の關係は、自然界においてもつねに存在すると同時に、人間が意識的に特定の根拠を形成して目的とする作用を生み出すこともある。そこで、根拠は自然的根拠と目的根拠とに分けられ、作用は自然的作用と目的作用に分けられる。この場合、根拠自体も作用として生成する。したがって、特定の作用を目指して根拠を形成しようとする場合には、その根拠を作用として生む別の根拠を形成することが必要とされる。ところで、一つの根拠はつねに複数の構成要素を含んでいるが、それらの構成要素は二つの根拠肢体 (Grundglieder) を形成している。一つは作用負担者 (Wirkungsträger) であり、他はその環境である。作用は作用負担者の状態 (So und so sein) として発現し、それは作用負担者のその前の状態とその環境によって条件づけられ、原因としての力によってもたらされるのである。さらに、人間はもとより、動物や植物においても、作用負担者の内に、未だ与えられていない作用への欲求 (Bedürfnis) が明らかになることがある。そうした欲求は作用の根拠の一構成要素であって、原因が刺戟されているのを示している。そうした欲求をその一部に有する根拠にとって、その作用は充足 (Befriedigung) をなす。(A. a. O., S. 2~11 u. 16)

このように、ニックリッシュは物質の本質を力として把握し、その力が現実の世界の動きの底にあって、その動きを基本的に規定していると考ええる。そして、その力が具体的に発現していく現象の世界においては、根拠—作用という因果の關係が貫徹されていくと考えているのである。物質一般をこのように力として把握した後には、ニックリッシュは、人間をこの力の一

種「すなわち」一つの特徴をもちた力として規定しているのである。

(7) A. a. O., S. 17.

(8) ニックリッシュは、「人間にはこの意識が異なる程度において与えられていること、ならびにだれかある人が、いや恐らく多くの人々が、内面的に荒れた生活の中でそのことを失ってしまったことは、この命題の真理をなんら変えるものではない」(A. a. O., S. 17)と述べている。すなわち、この意識は本来人間に備わっているはずではあるが、必ずしもつねにあるとは限らぬ。

(9) (11) A. a. O., S. 17.

(12) Vgl. a. a. O., S. 18 u. S. 21~24.

(13) A. a. O., S. 30.

(14) A. a. O., S. 24~28.

(15) A. a. O., S. 35.

(16) (17) A. a. O., S. 39.

(18) A. a. O., S. 39~40.

(19) A. S. O., S. 40.

(20) A. a. O., S. 38.

(21) (22) A. a. O., S. 37.

(23) A. a. O., S. 35~37.

(24) A. a. O., S. 41~42.

- (25) A. a. O., S. 1.  
(26) A. a. O., S. 44.  
(27) A. a. O., S. 43~45.

### 三 共同体とその組織法則

ニックリッシュによれば、「すべて組織することは人間の欲求をもって始まり欲求の充足をもって終る<sup>(1)</sup>。」人間はその欲求を充足するために外界に働きかける。それは、目的表象に含まれる目的作用をえるために目的根拠を形成する、という形で行なわれる。その場合、その目的根拠形成のために、そこに欠けている部分をさらに作用としてえるため目的根拠を形成することが必要となる場合も多い。そこで、目的根拠の編成が直列関係ならびに並列関係において行なわれることになる。ニックリッシュは、一つの最終作用をえるため、手続き計画にしたがって合目的に配列されている持続的な根拠(Dauergründe)を根拠域(Grundfeld)と名づける。こうした根拠域はまたさらに関連づけられてより大きな単位、すなわち肢体化された統一体(Segliederte Einheit)を形成することになる。<sup>(2)</sup>個々の根拠域は目的作用を生み出すべき技術的装置であり、人間はその創造者であると同時に利用者である。そして、根拠域の関係づけは人間の目的の關係にしたがってなされる。その故に、根拠域の肢体化された統一体は、人間の目的の連鎖を含む目的の王国に対応しており、それは社会的分業關係にある人々の相互依存關係をも示すことになる。<sup>(3)</sup>

根拠域は人間によって利用される。それを一人の人間が動かすとき、それによってその人間という一個の有機体の

本来の能力が拡大ないし強化される。そのとき、その人間は、根拠域の中で働く原則にしたがいながら、自らの意思によってその根拠域における原因の作用を規制する。ところが、「作動者 (Betreibende)」として、若干の人々あるいは多くの人々が一つの根拠域あるいは根拠域群の中にいるときには、もはや一個人の有機体の拡大と強化が問題ではなく、一つの共同体の拡大と強化が問題なのである。」そして、「ここでは、共同体の意思が、その根拠において原因が目的作用を生むべきか否か、ならびにどの程度に生むべきかを決定する。」<sup>(4)</sup>すなわち、ニククリッシュは、なんらかの目的作用を生むべく形成された根拠域あるいは根拠域群に複数の人々が関与しているとき、そこに共同体が成立しているかと解する。その場合、こうした根拠域あるいは根拠域群に関与する人々は、それぞれ最終目的作用を生むための部分的ないし肢体的目的根拠の形成と規制、あるいは根拠域の形成と規制にあたりながら、最終目的作用の実現に向けて連結されているものと考えられる。換言すれば、そのような形で分業関係にあると考えられるのである。そこで、ニククリッシュは、そのように分業関係にある複数の人々の間に共同体が成立していると考えているわけである。<sup>(5)</sup>

ところで、そうした共同体の意思について、ニククリッシュはつぎのように云う。「この意思は、構成員の意思の総計ではないが、構成員の意思と異なる他のものではけつしてない。それはかえって同じものである。個々人の意思が、文化的ならびに文明的に類似あるいは同じ境遇のために、類似あるいは同じ欲求について類似あるいは同じ動機にさらされていて、それらの動機が類似あるいは同じ目的表象と目的に導くかぎり、共同体意思が存在する。個々人の意思は、類似あるいは同じ目的が共同体的に設定されることによって、共同体意思として示される」と。<sup>(6)</sup>すなわち、

かれは、人々が類似の境遇の中で類似の目的を有するに至る可能性を想定するとともに、そうした人々が共同して共に達すべき目的を設定するとき、そこに共同体意思が成立すると解しているのである。<sup>(7)</sup>そこで、分業関係において結合されている人々が共同体を形成していると云われうるためには、なお、それらの人々の間にこうした目的設定が行なわれていることが必要となる、と解される。このように、人々の間に、一致した目的表象が存在し、それが共同して実現される同じ目的を生ずることによって、社会的有機体が形成される。そこで、共同体はこうした社会的有機体をもなす。このような共同体の形成は、人々の間に成立する同一の目的の達成を可能にし、あるいは容易にすると考えられる。同時に、その基礎となる目的の同一性は、目的毎にその妥当範囲を異にし、したがって異なる範囲の社会的有機体、したがってまた共同体が成立するものと解される。<sup>(8)(9)</sup>

ところで、個人の場合と同様に共同体においても、行動は意欲に基づいて行なわれる。そうした意欲のために共同体意思は、各構成員が参加する地位を創設する。そこには、一つの主要地位 (Hauptstelle) と最終的な肢体地位 (Gliedstelle)、ならびに共同の目的が必要とするのに応じて両者の間に相対的に上位の肢体地位が設けられる。すなわち、ここでは、共同体は、その意欲のために、複数の地位の階層的構成を有するに至るわけである。そして、そうした地位の構成を通じて、共同体はその有機体を拡大・強化しうる根拠域を支配すると考えられる。すなわち、地位の形成が根拠域の結合に対応して行なわれることによって、根拠域が統一的に共同の目的の方向へ動かされるのだと考えられているのであろう。このように設定される主要地位は一人の人間によって単独で占められることも、また複数の人々から成る合議体としてもありうるが、いずれの場合においても、構成員の明示的あるいは暗黙の共同決定がな

ければ、主要地位のいかなる意欲も共同体の意欲とはみられないのである。<sup>(10)</sup>このようにして、共同体においては、その主要地位によってその意欲が規定されるのではあるが、それが共同体の意欲とみなされうるためには、構成員の共同決定が条件とされる。したがって、構成員は肢体地位を占めるものとして分業化された働きをなすとともに、共同体の意欲を決定するという全体的な活動にも参与することになるわけである。

要するに、人間がなんらかの目的を達成しようとする場合、かれはまず自身の精神的、肉体的能力を用いることになるのであるが、それが目的達成のために十分ではないとき、外界に働きかけて根拠域を形成して自身の能力を拡大・強化しようとする。さらに複数の人々が同一目的の達成を目指している場合には、そこにそれらの人々の協働が成立し、それによって目的の達成が容易化される。その場合、協働関係にある人々は一方において分業関係をとるとともに、他方においてそれぞれの、したがってまた協働関係にある人々全体の能力を拡大・強化するために、根拠域を形成し利用することになる。ここにそれらの人々によって利用される一団の根拠域が形成される。根拠域が人間によって形成し利用されるものであるかぎり、一団の根拠域を目的達成の方向に向けて相互依存関係におくのはもとより人間であり、人々の間の分業関係がそれを規定し、また「目的の王国」にそれを対応させる。こうした形で、目的を共にして根拠域を利用しながら分業的協業の関係において目的達成を目指すところに、共同体が把握されているのだと解される。そこで、分業関係にありながらも、全体として目指すべき方向の決定については、なんらかの形における構成員の共同決定が共同体にとって不可欠の要素をなすのだと解される。<sup>(11)</sup>

このように考えられる共同体について、組織法則が把握されるのである。ニックリッシュが設定する組織法則は自

由の法則 (Gesetz der Freiheit)\* 一体化・肢体化の法則 (Gesetz der Einung u. Gliederung) および経済的法則 (ökonomisches Gesetz) の三つである。

第一の、そして最高の法則は自由の法則であり、それは自己の目的の設定をもって表現される。すでにふれられたように、目的設定は意識において行なわれる。意識において、諸欲求および諸動機が良心によって評価されて目的が設定される。そこで、この機構から、良心に適合する目的が設定される。それは全体であると同時に肢体である人間にふさわしい目的であるが、全体であると同時に肢体であるという性格は、共同体を形成する個々人に与えられている共同体の特質である。そこで、自由の法則は、一つの共同体の目的としての目的を設定することの内に表現される。<sup>(12)</sup>

ニックリッシュにおいては、人間は良心にしたがって行動するとき自由である。そこで、良心にしたがって目的を設定することの内に自由があり、そのように目的設定が行なわれるところに自由の法則が看取されるのだと解せられる。ところで、共同体の内では最大のものとは人類である。そして、人間は、精神的な基本欲求から、すべてを統一する最高の行為目的、すなわち人類であるという目的を設定する。そして、それに、民族である。国民であるなどの目的がつからなり、最後に個人としての個人の目的、すなわちかれの肉体的存在を主張する目的がおかれる。そして、自分の肉体的存在を主張するという個人的目的をも、人類であるという最高の目的に照らして設定すること、そのような形で人類であるという方向に向って自己の目的を設定して生きている人間を、ニックリッシュは精神的に自由であると考えるのである。<sup>(13)</sup> こうしたことはすでにニックリッシュの良心に関する所論の内に含まれていたものであり、自由の

法則は直接的に良心と結びついているのである。この自由の法則において、人類という共同体が人間の自由にとって、また各種の共同体にとって基本的な重要性をもつものとして示される。それは、自由の法則にしたがう人々を基本的に規制するものと解されるのである。

第二法則は一体化・肢体化の法則である。ニックリッシュによれば、それは独立の法則ではなく、自由の法則の外界への投射である。外界において、自由の法則は物質を形成する法則と出会い一つになる。そこで、本来自由の法則の投射であるこの法則に、特別な名称が付けられるのである。またこの法則は二つの法則ではなく、一つの法則である。なぜなら、肢体 (Glied) のない一体化、あるいは統一体 (Einheit) のない肢体化は考えられないからである。しかもなお、この法則によって示される働きは二つの方向に働く。そこで、それをいずれか一方の名称では表現しえないのである。<sup>(14)</sup>

さて、欲求する人間はその精神の力から自由の法則にしたがって一体化・肢体化をすすめる、肢体化された統一体 (eine gegliederte Einheit) たる共同体と、う形態 (Gestalt) を生み、また自らを拡大・強化する技術的装置を形成する<sup>(15)</sup>。ここに形成作用 (Gestaltwirken) がみられる。この場合、共同体が「肢体化されている」ということは、そこに主要地位と様々な階層の肢体地位が設定されていて、その構成員はそうした地位に位置づけられていることを意味する<sup>(16)</sup>。ところで、ニックリッシュは、共同体にあっては、個々人が共同体に直接的ならびに間接的に参加するとし、直接的な参加が一体化の結果であり、間接的な参加が肢体化の結果であるという。ここで間接的な参加とは、より高位の肢体地位と主要地位を通じて、また場合によっては主要地位を通じて行なわれる参加である。それは、共同体に他の地位

を介して参加するが故に間接的と云われるものと解される。したがって、直接的とはそうした他の地位の媒介なしに参加することを意味するのであろう。そして、かれは、直接的な結びつきが統一性を保ち、統一体としての力を与え、間接的な結びつきが肢体化によって生存能力を生み出すものと考えている。<sup>(17)</sup> こうした直接的結びつきを生み出すものが一体化だと考えられているのである。

このような一体化・肢体化は、当然、分業と関連する。かれは、労働の細分と部分労働の反復的遂行が総合作用を増大させるという利益を齎らすために、その利益を追求するべく分業が一層進展するという事情を説明するとともに、分業と共同体の成立とは同時に行なわれねばならないことを説く。すなわち、分業は共同体生活が営まれる場合にとる形式の一側面であり、それが理性的な意味をもつのは、それが肢体化を意味するときのみである。ここで肢体化は、労働の細分を一層進めることではなく、労働の全体を一層有効にすることであり、それは労働の分化が統一体を維持しつつ行なわれることによって達せられる。この場合、統一体の維持は、共同体生活の形式の他の一側面である労働の統括ないし一体化を通じて行なわれ、それによって分化された部分から肢体化された全体 (in seelichets Ganzes)、肢体化された統一体が成立する<sup>(18)</sup>。ここでは労働の分化が行なわれるのみで労働の統括が行なわれない場合には、共同体の成立はなく、両者が同時に行なわれることを通じて共同体的な分業が進められると考えられている。この場合、労働の統括に裏づけられた労働の分化が肢体化に、また労働の分化に伴なう労働の統括が一体化に相当し、両者が相俟って一体化・肢体化に対応すると考えてよいであろう。このように解するとき、ここでの一体化・肢体化は、労働という働きに即して把握されており、そうした働きに関して統一体の形成が考えられていることになる。

ところが、かれは共同体と分業との関係についてつぎのようにも説く。共同体と分業とは密接に関連していても、両者はつねに並行して発展するわけではなく、その跛行的な発展もありうる。実際、分業のもつ経済的な作用を実現するために分業を推進するが共同体の形成はこれを拒否し、推進された分業から生ずる作用結果の公正な分配を行なわないということもある。ここでは、分業の進展はあっても共同体の形成はない。そのように共同体を進展させることなく分業が促進されるときは、根拠域の内に働く人間は技術的装置の構成部分とみなされ、物質と同様に自然法則的作用の連鎖の中におかれるのである。こうした分業の一方的な発展は人間に対して害をなす。そして、通常くり返されるその治療手段は、部分的労働を遂行するものが内面的に作用全体に関係づけられねばならず、全体におけるその部分の位置づけを知り、全体が自分の給付なしには完成されえないという確信をもつようにする点に求められる。しかし、それは誤まりである。なぜなら、その考えは技術的なもの、すなわち自然法則的な関連に捉われて、真に欠けている有機的なものを看過しているからである。そこで、正しい対策は自由の法則を妥当させることに求められる。ニックリッシユはそれについて詳述していないが、その一つの具体的な現われがドイツにおける経営協議会法にあることを指摘し、また同じ理由から国家生活に対する国民の共同決定が、すなわちその権利とその権利の良心的な行使が必要であることをも指摘している。<sup>(19)</sup>

このようなかれの所論の内、成果の公正な分配がなければ共同体の形成はありえないという点は、一体化・肢体化の法則とは直接関連せず、それはむしろ第三法則たる経済的法則と関連すると解される。そして、分業がそれとは無関係に有効に展開されるとすれば、そこには、労働という機能との関連において把握された一体化・肢体化の法則は、

共同体の形成をみないでも、貫ぬかれているのだとも考えられる。すなわち、一体化・肢体化の法則は共同体形成に必要な法則ではあっても十分な法則ではなく、同時にそれは共同体とは無関係に成立しうる法則であるかのようにも考えられるのである。しかし、上述のように、こうした関連において指摘されている一方的な分業の進展が齎らす害は、明らかに分配面と直結する性格のものではなく、分業そのものの性格に関するものである。換言すれば、共同体が成立していないということは、分業的に行なわれている労働そのものの性格に影響を及ぼすと考えられているわけである。したがって、そこにおいてなお共同体形成に必要な一体化・肢体化が成立しているのだと云うことはできない。このようにみると、一体化・肢体化の法則は分業という機能的関連にのみ関連づけてこれを把握することはできない。ここで、分業の一方的進展に伴なう害悪克服の方途が、具体的には共同決定に求められていることに注目しなければならぬ。たしかにそれは自由の法則との関連において提起されている。しかし、自由の法則の要請に形態を与えて、肢体化された統一体の中にとり入れることは形成の問題であり、したがってそれは一体化・肢体化の法則の内に含まれるものとして把握される。そのことは、一体化・肢体化の法則が労働の機能的関連を超えた妥当範囲を有することを意味する。その場合、共同決定には、なんらかの他の地位を介することなく共同体の全体的な決定に参加するという特質が原則的に認められ、したがって、ここに、直接的参加とまた一体化がみられることになる。このように解するとき、一体化・肢体化の法則は有効な分業を貫ぬくとともに、分業化された労働を遂行する人間の非人間化をも防止して、存在能力を有するとともに統一性を保持する「肢体化された統一体」としての共同体形成の法則をなすのである。ただ、このように解するときには、一体化と肢体化はつねに同時に存在するとは云いえなくなる点

が注意されねばならない。

第三法則は経済的法則である。それは、まず、いわゆる経済原則と同じだとされ、目指された作用をできるだけ小さい根拠の消費で達成することだとされる。かれはまた、この法則を維持の法則 (ein Gesetz der Erhaltung) とも呼ぶ。なぜなら、この法則は有機体が存続する場合にしたがう法則だからである。有機体は形成の法則にしたがって形成されるのであるが、時間の方向における形成にあっては、維持の法則が支配する。すなわち、労働の肢体化も形成の法則にしたがってのみ行なわれるのではなく、同時に維持の法則にしたがって行なわれるのであり、それにしたがうことによって有機体の存続が確保されるのである。<sup>(20)(21)</sup>この第三法則との関連において、ニックリッシュは企業の費用、費用対価、利潤などについて考察している。まず、目指す作用をえるために根拠の中に用役、財貨が交換手段と引きかえにえられ、投入され、そこに費用を発生させる。その中にはその根拠を所有するものがそこに加えた用役と財貨、借入れられた資本に対する利子も含まれる。そうした費用の対価として根拠の中に入る用役と財貨すなわち費用対価が、根拠の価値を形成する。根拠の価値の内、個々の作用に対応する部分が作用の創出に費やされ、そこにその作用の費消価値 (Aufwandwert) が成立する。最終作用は外部に提供されて売上げを生じ、売上げはその作用に対応する費用と比較される。その結果算出される利潤は、共同体を代表する企業者に、かれが作用に付加した部分に相応する対価をもたらす。そこには、自己資本利子および企業者が引受ける危険に対するプレミアムも含まれる。利潤がこれらの合計額より大きいとき、協働者の利潤参加という形で事後的調整が必要となり、それによってはじめて、作用への貢献部分が正確に把握される。利潤には、企業自体もまた参加する。なぜなら、企業は十分な積立金の形成によっ

て安全化されねばならず、その積立金は適時利潤からえられねばならないからである。このように処理される場合には、その有機体は純粹かつ強力であり、維持される。ところが、資本主義においては、利潤は、生活における創造的要素たる労働と結びつけられる代りに、資本と結びつけられた。それによって、作用の貢献分の正しい把握は見失われ、資本所有者に過大な分け前が与えられることになった。この不正さを通じて資本主義は成立したのであり、資本主義の悪は資本の私的所有にではなく、この分配の不正さにある。<sup>(22)</sup>

このような論述にしたがえば、経済的法則ないし維持の法則は、かれの説明とは異なって、経済原則とひとしいものではけつしてない。それは、分業的に営まれる共同体の生活において、そこで生み出されるものが少なくともそれを生み出すために消費されただけのものを回収させること、ならびにそのように回収されたものがそれを生み出すためになされた貢献にしたがって、すなわち公正に貢献者に分配されることを含意し、それによって共同体の生活が継続的に営まれることを表現しているのである。したがって、それは生産と分配の両者に関する法則である。さきに一体化・肢体化の法則との関連においてふれられた分配の公正さは、このようにして、この維持の法則に含意される。

(1) H. Nicklisch, a. a. O., S. 50.

(2) ニックリッシュは、この関連において、食欲をみたすという人間の行為が、農民、粉ひき、パン屋などの社会的分業関係を生み出すことを例示し、その中に、例えば粉ひき機械、パン焼がまなどの形で根拠域が含まれているのを指摘している。

(A. a. O., S. 55.)

(3) A. a. O., S. 50~57.

(4) A. a. O., S. 58.

(5) 注(9)に示すように、ニックリッシュは欲求充足のために社会的有機体が成立していると考えているのであるが、そうした有機体も共同体にはかならない。

(9) A. a. O., S. 59.

(7) その際、ニックリッシュは、そうした共同体意思の決定の方法として、政治的団体における投票、あるいは選挙をあげて示す。(A. a. O., S. 59.)

(8) A. a. O., S. 57~58.

(9) ニックリッシュは、この関連において、「最高の目的、すなわち欲求の充足はすべての人間に共通である」ととくに述べている。そのことは、そうした目的を基礎に、ここにいわゆる社会的有機体が成立することを想定しているものと考えられる。事実、かれは、社会的分業関係にある人々が、交換という有機的結合帯によって結合され、そこに欲求充足のための社会的有機体が成立する、と解しているように思われる。(A. a. O., S. 77~81.) 社会的依存関係の中に存在する人間は、ニックリッシュの見解からすれば、有機的存在である、ということになるのであろう。

(10) A. a. O., S. 59.

(11) ニックリッシュが人類を共同体として把握するとき、そこでかれは、人間の基本的な欲求を充足するという目的のために、社会的分業と交換という有機的結合帯とから成る社会的有機体を考えているのだと解せられる面もある。この点については、なお注(9)を参照のこと。

(12) A. a. O., S. 66~68.

(13) A. a. O., S. 70~71.

- (14) A. a. O., S. 77~78.
- (15) A. a. O., S. 80.
- (16) A. a. O., S. 81.
- (17) A. a. O., S. 81~82.
- (18) A. a. O., S. 85~88.
- (19) A. a. O., S. 90~92.
- (20) A. a. O., S. 94~96.
- (21) ニックリツシュは、この関連においてつぎのようにも考えている。経済的法則は、形成的法則と同じく、最高の組織法則の外界への投射である。その際、経済的法則は、外界において「力の維持という自然法則」(Naturgesetz der Erhaltung der Kraft)と出会い、それと一致し、それと結ばれ、それと一つの同じものと証明される。その自然法則の内容は「宇宙におけるエネルギーは一定である」と表現される。この内容を、エネルギーに代えて物質と人間をおく有機体の例としての企業についてみれば、つぎのようになる。企業の給付の価値は対価という形で企業に還流する。その還流があれば、企業におけるエネルギーは一定に止まる。その還流がそのように生じないときには、当該企業がより多くを他に与えたか、あるいは他からより多くをえたのであるが、いずれの場合にも、企業自体がその肢体となつてより大きな有機体におけるエネルギー、最終的には宇宙におけるエネルギーは一定である。(A. a. O., S. 97.)ここでは、経済的法則が企業に関して取上げられているにもかかわらず、エネルギー恒存は、企業をも包摂するより大きな有機体、さらには宇宙について考えられていて、それがどのような意味で企業の組織法則と一致するのかが明らかにされていない。
- (22) A. a. O., S. 98~101.

#### 四 ニックリッシュ共同体観の基本的特質と企業の共同体的把握

以上においてみてきたところから明らかであるように、ニックリッシュにあっては、共同体の成立は、人間が本質的に精神であり、その精神の担い手である良心に規制されているところに由来する。共同体の組織法則が先験的に良心において与えられている、と云われる場合、良心において与えられているのは、自分が人類性を完全に具有し、したがって人類の一員であるという意識と、それに直結する組織法則であると解される。したがって、そうした良心に由来する組織法則は、なによりもまず人類という共同体の組織法則でなければならない。自由の法則が「共同体の目的を自己の目的として設定するとき、人間は自由である」と云うとき、それが良心の法則として、良心の内容から導出されるものであるためには、その共同体は人類以外にはありえない。したがって、また、形成の法則が良心から直接的に導出されるのであれば、そこでの一体化・肢体化においても、ニックリッシュの異なる説明にもかかわらず、人類という共同体との一体化、その共同体の肢体化が意味されるものと解されねばならないし、同様に、維持の法則にしたがって維持されるものは、まず人類でなければならない。

ところで、このように、人類が共同体であるといわれる場合、人類において異なる二つの内容が理解されていると思われることに、まず注意しなければならない。すなわち、第一に、人間が、自分は人類性を具有するが故にその肢体をなす、と意識する場合のその人類は、人類性をそなえた人間の集合である。だが、このような人類は、そのままでは 既述の意味における「肢体化された」統一体をなすとは思われない。ところが、ニックリッシュは、第二に、

人々が、存在するという精神の欲求をみたすために、社会的分業という形で相互に依存関係にあることをも強調し、そのような関係をも含めて人類を考えている。ここでは、人間はそれぞれ「肢体化され」、かつ人間としては共通に有するはずの基本的欲求の一致をみていると解される。そこで、ここには、「肢体化された統一体」としての人類という共同体が存在する。ただ、上述のように、本稿においては、人間が、自分は肢体であると同時に全体である、と意識する場合に、その全体であることの内容を、人類性を完全にそなえていることとして把握してきたのであるが、その人類性の内にすでに、社会的に機能的依存関係を有する、という性質が含まれているか否かは明らかでない。しかし、論理的には、そこにそうした性質が含意されているときにのみ、精神としての人間から、「肢体化された統一体」としての、第二の意味における人類が導出されうることになる。

このようにして、精神としての人間ないしは良心から直接的に導出されうる共同体が、人類であることは明らかである。ところが、ニックリッシュは、明らかに、人類のいわば部分集合としての組織体についても、「共同体」を考えている。しかし、かれの組織法則が良心から導出される形で設定されるとすれば、それが直ちにそうした組織体に適用されうるわけではない。そこで、それが人類以外のそうした組織体に適用されうるのは、どのようにしてであるかを考えねばならない。

まず、自由の法則から考えよう。ニックリッシュは、共同体の成立要件として、成員間の目的の一致をあげ、それが、共同体の目的を自己の目的として設定するという自由の法則と結びつくと考えている。すなわち、自由の法則にしたがう人間の間に目的の一致が生じ、共同体成立の基本的条件がみたされるのである。ところが、すでにみたよう

に、自由の法則において理解される共同体の目的は、人類という共同体の目的でなければならぬ。かりに、人類の部分集合としてのある組織体において、成員間に目的の一致が成立したとする。その場合、そうした目的の設定にあたって各成員が良心にしたがっているならば、その一致した目的は良心の評価を経てることになり、良心によって是認されていることになる。そのことは、その目的が人類という共同体を基準として是認されたことにほかならない。そこで、その組織体において自由の法則が貫徹される時、その組織体は、人類というより包括的かつ本源的な共同体の見地から、その存在意義を認められ、その中に位置づけられることになる。ニククリッシュが、国民、家族などという共同体は人類の方へ方向づけられる、というとき、そこではこうした関連が想定されているのだと解される。このように解するときには、そうした組織体が共同体として把握されうる場合には、そこで成員間に目的の一致がみられるだけではなく、そこで各成員は良心にしたがって目的を設定し、したがってその組織体の目的は、人類の基本的な欲求充足の見地から是認されているのである。こうした関連は、これを機能的に表現すれば、そうした組織体が人類という共同体の目的達成のための中間作用を達成するものとして位置づけられることにほかならない。それは、いわば、人類という共同体の肢体的目的の達成者として位置づけられることになるのである。

つぎに、一体化・肢体化の法則もまた、本来人類との関連において理解される。そこで、人間が、たとえば一つの組織体において肢体的地位を占め、同時にその組織体の基本的決定に直接的に参加するとしても、そのこと自体は本来の一体化・肢体化の法則とは関係がない。だが、その組織体が人類の中で肢体的地位を占めているときには、その組織体の中で肢体的地位を占めることは、人類との関連において肢体化されていることとなり、また、その組織体の

基本的決定に良心にしたがって参加することは、人類へと方向づけられ、人類によって是認される目的を設定するという意味において、意味的には人類との一体化をなすと解しうるであろう。ここで、この一体化は自由の法則と密接な関連をもつ。だが、その組織体において自由の法則が貫徹されている場合にのみ、それとの関連における一体化・肢体化が、同時に良心の法則としての一体化・肢体化の法則の意味する一体化・肢体化をなし、したがって、人類との関連においても、一体化・肢体化をなすのだ、と云いうるであろう。

最後に、こうした理解から、経済的法則について吟味しておく必要がある。ニックリッシュの組織法則のここでの理解からすれば、経済的法則もまた、人類における経済的生産と公正な分配を意味しなければならない。そのことは、一つの生産組織体についてみれば、その実際の成果が、人類の見地から、その正しさの評価を受けることを意味する。換言すれば、成果はその組織体の成員への公正な分配の面で問題とされるのみではなく、その成果の獲得が人類の中で公正に行なわれたか否かの吟味をも受けるはずなのである。そして、人類の中で公正にえられた成果のみが、その組織体成員に公正に分配されるのだと考えられる。

このようにみると、ニックリッシュの共同体観は、人間を人類との関連において全体であると同時に肢体であるとする人間観に根拠をもつ。その故に、まず、それは、人類を共同体として把握し、それを基準として人類の中の個人の組織体をも共同体としてとらえる、という性格をもっている。すなわち、個々の組織体の共同体的性格は、人類という本源的共同体との関連において、いわば派生的に与えられることになる。そのことは、経験的な個別組織体が共同体をなすか否かは、その組織体とは無関係に予め想定されている人類、したがってまた良心を基準として判定さ

れうることを意味する。そのかぎり、人類はそうした組織体に対して超越的規範をなすことになる。

このような共同体観を企業に適用すると、どのようなことになるのであろうか。

企業が共同体であるためには、まず、企業の成員の間に、企業の基本的な活動目的について一致がなければならぬ。これは、ニックリッシュによって、形式的にはいわゆる共同決定によって保証されると考えられている。しかし、第二に、そこで成員の間で一致をみた目的は、人類によって是認されていなければならぬ。人間がすべてニックリッシュ的な良心的な人間だと前提すれば、そうした人間によって設定された目的はすべて、人類によって是認されているはずである。しかし、そのような前提をおかない場合、ある企業の目的が人類によって是認されているか否かを判定することは困難であらうし、その方法はニックリッシュによって示されていない。第三に、その企業の活動結果として利潤がえられた場合、それが公正にえられたものであり、したがって公正に分配されなければならない。だが、獲得された利潤について、具体的に、その獲得が公正に行なわれたか否かの判断を客観的に行なうことは困難であらう。そして、えられた利潤の分配に関しても、その分配にあずかる範囲を特定することは可能であるにしても、特定された範囲内でのように分配が行なわれるとき公正であるかを、客観的に決定することには、克服し難い困難が伴なうであらう。

このように、ニックリッシュの共同体観から共同体としての企業像を描こうとする場合には、それに客観的な明確さをもたせるためには大きな困難が伴なうと解される。そして、それをどのように克服するかについて、この書物からはなんらの示唆をえることもできない。そのことは、一方において、この書物が直接企業を対象として書かれたも

のではない、ということによるところが大であろう。そこで、こうした考え方の経営学的具体化がニックリッシュ経営学の発展の内に求められることともなる。しかし、この書物において、共同体の企業的具体化に附随すると思われる困難を打開することに関して、なんらの示唆もえられないことは、その中で展開されている共同体論が経験的な企業と無関係に把握されたものであることを意味するであろう。したがって、それによって企業像を描こうとすれば、そこには自から経験的企業にとって超越的な企業像が生ぜざるをえない。しかも、それが企業のあるべき姿として設定され、それに基づいて企業批判が行なわれる場合には、その企業像は規範性をもつに至る。このようにして、ニックリッシュ経営学において上述のような困難が克服された場合には、そこに描き出される企業像は超越的規範としての性格をもつに至る。そして、それは、人類という共同体を、したがってまたニックリッシュの解する人間の本来の姿をいわば根本規範(Grundnorm)とし、それを企業に適用してえられる、いわば特殊規範(Sondernorm)をなすと解されるのである。

## 五 結

ニックリッシュ経営学の変質を基礎づけていると解される共同体観は、ニックリッシュ特有の人間観に由来する。それによれば、人間は精神であって、自身が人類性を具有し人類の一員であることを、先験的に意識している。この先験的意識の内に、共同体の形成とその組織法則の基礎がある。したがって、ニックリッシュの人間観から直接的に導出される共同体は、なによりもまず人類という共同体であり、そこにいわば本源的な共同体が認められる。そして、

人々が形成する個別的な組織体は、この本源的な共同体に照らして、いわば派生的に共同体として把握されうることになる。その際、人類という共同体が、本来の人間の姿から出発して具体的な個別的組織体とは無関係に把握され、またそのように把握された共同体から個別的組織体を導くべき規範が導出されるかぎり、そこに個別的組織体に対する超越的規範の設定がみられることになる。そして、企業との関連を考へるとき、それに対して人類という共同体から規範が導出される場合には、その規範が超越的規範としての性格を有するに至るであろうことは、これを否定しえない。かくして、ニックリッシュの経営学がこうした共同体観に基づいて変質をとげる場合には、そこでなお企業が中心的问题とされるにしても、その経営学は超越的規範の学として、規範科学化することになると解されるのである。

(昭和四九年一月二日 受理)